

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【問題】

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】

国家公務員であるH税務署職員甲は、H市内で事業を営む乙から税務調査における所得額等の査定につき自己に有利な取扱いをするよう請託を受け、その報酬として供与されるものであることを知りながら、乙から自己の職務に関する賄賂として現金 10 万円を收受したとして、受託収賄の嫌疑で通常逮捕された。甲は、逮捕当初から勾留 15 日目まで一貫して現金の授受を否認していた。そこで、取調べに当たっていた検察官 P は、甲に対して、「事実を認めたら、金額もさほど大きくないし、不起訴にしてやってもいい。」などと申し向けた。甲は、P の言葉を信じ、不起訴になることを期待して、所得額等の査定について請託を受けたことを認識しながら乙から現金 100 万円の供与を受け、すべてギャンブルにつき込んだことを自白するに至り、その旨の供述調書が作成された。

P は、当初想定していた報酬の 10 倍の額であり、事案が悪質であることなどから、甲を受託収賄の事実で公訴提起した。甲は、公判において公訴事実を否認し、現金授受の事実はない旨主張した。

【設問】

下線部の供述調書の証拠能力について論じなさい。

以上